様式第33号（第24条関係）

|  |
| --- |
| 徴収通知書 |
| 年　　月　　日権利者住(居)所(所在地)氏名(名称)　　　　　　　　　殿村長　　　　　　　　地方税法第14条の16第4項の規定により、下記の徴収金額をあなたが強制換価処分により配当を受けるべき金額のうちから徴収します。 |
| 義務者特別徴収納税者 | 住(居)所(所在地) |  |
| 氏名(名称) |  |
| 滞納金額 | 年度 | 税目 | 納期限 | 督促状発付年月日 | 税額 | 督促手数料 | 延滞金額 | 加算金額 | 加算金額 | 滞納処分費 |
|  |  | ・ ・ | ・ ・ | 円 | 円 | 下記の金額円 | 円 | 円 | 下記金額(　　円) |
|  |  | ・ ・ | ・ ・ |  |  | 〃 |  |  | 〃（） |
|  |  | ・ ・ | ・ ・ |  |  | 〃 |  |  | 〃（） |
|  |  | ・ ・ | ・ ・ |  |  | 〃 |  |  | 〃（） |
| 計 |  |  |  |  |  |  |
| 金額徴収 | 「地方税法第14条の16第2項第1号の金額」から「地方税法第14条の16第2項第2号の金額」を差し引いた金額 |
| 量・性質及び所在）担保財産（名称・数 |  |
| 執行機関名 |  | 差押年月日 | 年　　月　　日 |
| 所有者 | 住(居)所(所在地) |  | 氏名(名称) |  |
| 記1　「延滞金額」は納期限の翌日から納付（納入）の日までの日数に応じ、当該税額　　　　　　　　　　　　につき督促状を発した日から起算して11日目までの期間については年7.3パーセントそれ以後の期間については年14.6パーセントの割合で計算した額です。なお、計算した額に10円未満の端数があるとき、またはその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。2　「滞納処分費」は、滞納処分に要した費用で、（　）書の金額は、この通知書作成の日までのものです。 |
| 注意 | この通知に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、村長に審査請求することができます。 |